

## 19.小牧市

問 答		概 情 事 領	
【1】自治体の運営方針について		【2】財政・税金について	
市政戦略課	<p>①憲法、地方自治法などをふまえて、国の動向を見守りながら、本市の実情や市民のニーズを踏まえて適切に対応していく</p>	法の趣旨を尊重し、国の動向を見守りながら、本市の実情や市民のニーズを踏まえて適切に対応していく	
収税課	<p>②徴税を強めるとともに、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構への直接徴収の効果及び滞納整理機構への直接受取と合わせて、適法・適切に事務処理を進めています。</p>	滞納整理機構は、滞納者への直接徴収の効果及び滞納整理機構への直接受取と合わせて、適法・適切に事務処理を進めています。	
収税課	<p>★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	財産の差押にあたっては、法令を遵守し実施していきます。また、未納のある方には納税相談の中でも実態等の把握に努め、適切な事務処理を進めています。	
担当課	【2】以下の問題を踏まえ、前項の回答欄を不採用してください。	【2】以下の問題を踏まえ、前項の回答欄を不採用してください。	
	1 生活保護について	1 生活保護について	
福祉総務課	<p>★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について聞いたうななどして相談者・申請者を追い返す、生活保護費の引き下げる上での対応をしてください。</p>	生活保護の申請につきましては、憲法及び生活保護法に基いて対応しております。保護申請後は、概ね2週間程度の期間に必要な調査を行った上で、出来るだけ早く対応しております。	
福祉総務課	<p>②国による生活保護費の引き下げる上での対応をしてください。</p>	市独自の措置を講じることはあります。	
福祉総務課	<p>★③国による生活保護費の引き下げる上での対応をしてください。</p>	対象者・金額の設定に生活保護基準を参照としている制度については、担当部署に周知し、判断するようになります。	
福祉総務課	<p>④弱者の生存権侵害につながりかねない 警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。</p>	警察官OBの窓口等への配置はしておりません。	
福祉総務課	<p>⑤生活保護困難者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らざる生存権保障を重視してください。</p>	生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には、就労支援が施されたいため、申訴者の状況の把握に努め適正な対応に努めます。また、生活保護が必要な人には、就労支援に偏らず、申訴者の状況の把握に努め適正な対応に努めます。	
担当課	2. 安心できる介護保険制度について	2. 安心できる介護保険制度について	
介護保険課	<p>①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによつて引き下げください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めしてください。</p>	本市の介護保険料段階は、厚生労働省基準よりも多段階に設定しているところです。また、平成27年度から介護保険制度の改正では、低所得者の負担軽減を図るため、公費（国、県、市）を投入し、保険料の軽減（倍率を低く抑える）を行う仕組みが設られます。	
介護保険課	<p>②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。</p>	保険料及び利用料について、市単独の減免制度の拡充制度は現時点では考えておりません。	
担当課	2 安心できる介護保険制度について	2 安心できる介護保険制度について	
介護保険課	<p>★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。</p>	現在、第6次小牧市高齢者保健福祉計画（27年度～29年度）を策定中ですが、介護が必要になつても出来る限り住み慣れた地域で住み続けられ、介護保険制度が継続して運営していく計画を立てています。	
地域福祉課	<p>②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。</p>	本市においては、現在、市内各地域で住み慣れた地域で住み続けられるため、介護保険制度が継続して運営されています。また、平成28年度以降のできるだけ早い時期に1箇所設置しておき、全て社会福祉法人に委託しています。また、平成28年度より人件費も増額となります。	
介護保険課	<p>③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。</p>	適正な賃金・人材・労働条件を確保するために介護報酬単価が設定されると理解しておられますので、この基準を超えて財政的な支援をすることは考えておりません。研修についてでは、事業者団体と協力し、市の事業として実施しております。	

2. 安心できる介護体制について	
★ (3) 地域包括ケアを施行する介護施設について	問 答
介護保険課 既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げる。介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が継続できるよう、他市の動向も見ながら検討していきたいと思っています。	介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が継続できるよう、他市の動向も見ながら検討していきたいと思っています。
介護保険課 ②「新しい総合事業」の実施にあたつては、専門的サービスを市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。 ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。	介護が必要な方に、真に必要なサービスが提供される適正な介護保険事業が継続できるよう、他市の動向も見ながら検討していきたいと思っています。 新しい総合事業の開始後においては、要支援の方が介護予防給付以外の総合事業サービスのみの利用を希望される場合は、従来の要介護（要支援）認定に代え、チェックリストで該当と認められれば介護予防計画に基づき利用が可能となります。
問 答	問 答
★ (4) 高齢者世帯に対する支援について	問 答
地域福祉課 ①高齢者が地域でいきないと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。	高齢者世帯を対象に栄養保持や安否確認を行いう醍醐食サービスを週3回から週5回へ拡充し、緊急通報装置の設置や家事援助員の派遣等の生活支援施策を実施しています。
地域福祉課 ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	高齢者の外出支援としては、車いすリフト付き車両や複合装着車が必要な在宅で介護保険要介護認定3以上の方に対し、1時間又は20分までです。また、巡回バスには65歳以上の方の料金は無料です。現在障害者の外出支援としては、身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方に対して、タクシーの基本料金又はガソリン代の補助をしています。また、巡回バスについては、手帳所持者全ての方が付き添いの方1名とともに無料で乗車できます。
地域福祉課 イ、高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。	60歳以上の高齢者のみが無料で利用可能な老人福祉センターを市で設置しています。
地域福祉課 ウ、宅老所、街角サロジなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。	現時点で、パリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。
地域福祉課 エ、高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。	配食サービスについて、平成24年度より週3回から週5回へ拡充しています。自己負担額の引き下げる配食を実施する団体に対し間接的に助成（いきいきサロン）を行っています。
地域福祉課 ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。	住宅改修費の受領委任払い制度は実施しておりますが、福祉用具購入費・高額サービス費の受領委任払い制度について、現時点では実施は考えておりません。
問 答	問 答
★ (5) 障害者世帯に対する支援について	問 答
介護保険課 ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	現時点ですべての要介護認定者を対象とするることは考えていません。
介護保険課 ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	身心の状態により該当とされる対象には、個別に認定書を送付しています。

四 答	
保険年金課	★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せざる存続・拡充してください。
保健年金課	平成20年4月から保険診療にかかる入院・通院の医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付で拡充したところであり、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えておりません。
保険年金課	★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
保険年金課	③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気に広げてください。
保険年金課	④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
保健センター	妊娠の無料健診制度については、平成21年1月27日以後、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については、現在のところ実施する考えはありません。
学校教育課	★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。
学校給食課	憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。
保育課	★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしておられる保育園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受けける保育に安全面を考慮し、最低2名を下回らないこと、家庭的保育者の資格要件を保育士と限定し、保育園と保育の格差がないようになります。
保険年金課	★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。
保険年金課	★②保険料(税)について
保険年金課	ア、これまで以上に一般会計からの繰り入れを行ひ、保険料(税)の引き上げを行はず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
保険年金課	イ、18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
保険年金課	ウ、前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準額などならぬように、現在の対象者が縮小しないようにしてください。
保険年金課	エ、所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

★③保険料(税)滞納者への対応について	
保険年金課	<p>A. 資格証明書の発行を行なうべきだ。とりわけ、18歳年度末までの子どもいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもには、義務教育修了前の子どもには、必ず保険証を届けてください。</p> <p>保険年金課は、保険証を即時発行してください。</p> <p>保険年金課は、保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヵ月としてください。</p> <p>保険年金課は、保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p> <p>保険年金課は、一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>
地域福祉課	<p>①障害福祉サービス自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。</p> <p>②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。</p> <p>③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。</p>
地域福祉課	<p>訪問系サービス事業とコミュニケーション支援事業については、利用料を無料としています。施設での食費・光熱水費については、所得状況を勘案し、「特定障害者特別給付費」を支給しています。施設で営業活動等の経済活動に係る外出、通常かつ長期間にわたる外出は認められません。よって、通所施設・学校等への送迎は、通常から長期にわたる外出に該当するため、利用することができます。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>訪問系サービス、移動支援の支給時間につきましては、申請者の利用計画を開き取った上で、サービス等利用計画等に基づき、適正な支給決定を行っております。</p>
地域福祉課	<p>移動支援の目的は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動社会参加のための外出であり、通勤、營業活動等の経済活動に係る外出、通常かつ長期間にわたる外出は認められません。よって、通所施設・学校等への送迎は、通常から長期にわたる外出に該当するため、利用することができます。保護者の入院等、緊急時には対応できる場合がありますのでご相談ください。</p> <p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、障害福祉サービスに係る保険料が優先されるに応じて、申請に個別の切つな支給を受けけることは、申請に係る保険料サービスに係る保険料が受け取ることとの可否及び利用意向を聞き取り受けることができるよう介護保険サービスの支援を受けることができる場合、要介護認定を受けたとき、介護保険サービスを利用していくとき、介護保険サービスの支援を受けることができる場合は、障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給決定を受けて、障害福祉サービスを利用していました。</p>

介護保険課	★⑤65歳以上の障害者や16歳以下の障害者がいる40歳以上の障害者が、障害者サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徵収をやめてください。	国の施策であるため、本市独自の制度については考えておりません。
地域福祉課	★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。	病院内一般的に必要と思われる介助等については、原則は、当該病院にて対応するものであります。が、通院時の院内介助については、居宅介護事業の通院介助として院内介助を認める場合もあります。
地域福祉課	★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	相談支援事業については、市内事業所に業務委託し、適切な運営に努めています。
Ⅱ 7. 予防接種について		Ⅱ 7. 予防接種について
保健センター	①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。また、B型肝炎、ロタウイルスワクチンは、平成21年6月から75歳以上を対象に1回限り5,000円の助成を実施。平成26年度より75歳以上から対象年齢を70歳以上に拡充して実施。定期予防接種開始後も定期接種対象となる70歳以上の方に対して助成事業を経過措置として5年間継続して実施しますが、現在のところ助成を増額する考えはありません。
保健センター	★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	任意予防接種である高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成21年6月から対象年齢を70歳以上に拡充して実施。平成26年度より75歳以上から対象年齢を70歳以上に拡充して実施。定期予防接種開始後も定期接種対象となる70歳以上の方に対して助成事業を経過措置として5年間継続して実施しますが、現在のところ助成を増額する考えはありません。
保健センター	③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	風疹抗体検査の結果、風疹ワクチンの接種が必要と判断されたものうち、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象に県の緊急促進事業として平成25年7月から全額助成（予防接種費用）を実施。平成26年度においても継続して実施しております。
Ⅲ 1. 病院における医療費控除制度について		Ⅲ 1. 病院における医療費控除制度について
福祉総務課	①消費税増税を中止してください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
保険年金課	②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。
介護保険課	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者向けはやめください。	平成27年度からの介護保険制度改革改正是、公費（国、県、市）のさらなる投入により、所得の低い方への介護保険料の逓減を実施することになります。介護福祉が必要な方に真に必要なサービスが提供される安定した介護保険事業が持続的に運営し続けられるよう県内各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	④子ども医療費無料制度を18歳年度末までの現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	子ども医療費無料制度を18歳年度末までの現物給付（窓口無料）化については、【3】福祉医療制度についての②のども医療費助成に対する国庫の国庫負担額の廃止について、関係機関を通じて行っています。
市民病院総務課	⑤入院給食費など新たな患者負担はやめてください。	入院時の食事療養費については過去の点数改定において1日あたりの算定から、1食あたりの算定になっています。この内容について意見書・要望書の提出は考えておりません。
地域福祉課	⑥精神障害者を精神科病院に問い合わせ「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。	意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
地域福祉課 介護保険課	⑦介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	適正な介護報酬が設定され、介護福祉が必要な方に真に必要なサービスが提供される安定した介護保険事業が持続的に運営し続けられるよう県内各市の動向をみながら判断していると考えています。
福祉総務課	⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 県民に与える医療費負担緩和策について	
保険年金課 ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小させず、存続・拡充してください。	市独自で福祉医療制度を縮小する考えはありませんが、県の福祉医療制度の見直しに伴って、市の制度が見直しが発生する可能性がありますので、県の制度の見直しの動向とそれに対する他市の対応等を見直しながら判断していきたいと考えています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課 ②子ども)の医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	市独自で、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院ともに病院を対象とします。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいためと考えています。また、高齢者の方に医療費を負担していただきたいことは、必要があると考えます。後期高齢者の方の医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費助成制度の対象拡大については、現在、県補助対象を拡大する対象者の拡大についても、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課 ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院ともに病院を対象とします。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいためと考えています。また、高齢者の方に医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費助成制度の対象拡大については、現在、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
保険年金課 ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者医療費給付)制度の対象を拡大してください。	当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院ともに病院を対象とします。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していきたいためと考えています。また、高齢者の方に医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費助成制度の対象拡大については、現在、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
2. 県民に対する医療費負担緩和策について	
保険年金課 ①県民の医療費を減らす方法のために	補助金の額については、県が交付決定しますので、原則、特別調整交付金等要求すべきものではありません。しかしながら、市の要求によってその金額が変わるものではあります。しかし、高齢者の方の医療費を減らすためには、市に交付請求をして、市の財政負担が極力発生しないようにしていきたいと考えています。
市民病院総務課 ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定における地元住民労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。	当院においては新病院建設に伴い適切な病床数の把握に努めているところです。この内容について、意見書・要望書の提出は考えておりません。